

宮城労働局ではマスクの製造メーカーなどから無償提供いただいた防じん用のマスクを無償配布しております。

配布は東北地方太平洋沖地震により発生したがれきの除去作業等、震災に関して一般の粉じん作業を行う事業者などを対象としております。

配布希望の方は、宮城労働局労働基準部健康安全課（022-299-8839）又は各労働基準監督署までお願いいたします。

配布する数に限りがあるため、配布は先着順とし、配布枚数を制限しています。また、使用にあたっては、次の使用上の注意を参考に使用をお願いします。

使用上の注意について

今回配布する防じん用のマスクは、そのほとんどが労働安全衛生法の型式検定合格品ではありませんがN95規格に適合しており、労働安全衛生法で防じんマスクの着用が義務付けられていない「がれき処理作業など」においては十分な効果があります。

労働安全衛生法で防じんマスク等の着用を義務付けられていない「がれき処理作業など」においてお使い下さい。

防じん用のマスクごとに使用限度が定められています。防じん用のマスクによって異なりますが、10時間から15時間程度となっています。ただし、着用していて苦しくなったら、その時間内でも交換して下さい。

保護具は、呼吸用保護具に限らず正しく着用しなければその効果は発揮できません。労働者に対して、防じん用のマスクの取り扱い説明書に従い、正しい装着、使用を行うよう教育・訓練を行うようお願いいたします。

今回配布する防じん用のマスクは型式検定合格品ではありませんので、

石綿を扱う作業には適していません。

また、石綿が吹き付けられている建築物の解体などの作業では原則として動ファン付き呼吸用保護具、空気呼吸器等を使用しなければなりません。放射性を帯びた粉じんについては、一定の効果がないわけではありませんが、完全に健康障害の防止を図れる性能はありません。

今般、東日本大震災の復旧工事に携わる労働者の健康障害を予防するための当面の措置として、国家検定を取得していないものの、今回配布する防じんマスク（N95規格に適合）については、国家検定合格品である防じんマスクの供給量が十分に確保されるまでの間、屋外で行われるがれき処理の作業について、石綿則第44条の呼吸用保護具として使用することを宮城県内など地域を限って認めることとなりました。（平成23年4月11日付け基発0411第1号）